

国分寺市電子入札運用基準

平成 18 年 8 月 18 日部長決裁
改正 平成 19 年 6 月 12 日部長決裁
改正 平成 20 年 1 月 29 日部長決裁

1 趣旨

本運用基準は、国分寺市（以下「市」という。）における電子入札の円滑かつ適切な運用について必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

本運用基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ市が電子入札で行うものとして指定及び公表する調達案件（以下「電子入札調達案件」という。）に適用する。

3 用語の定義

本運用基準において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 電子調達システム 市と入札参加者（見積合わせ参加者を含む。以下同じ。）と結びつけるコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用したシステム
- (2) 電子入札 電子調達システムを用いた入札手続（見積合わせにより契約の相手方を決定するものを含む。）
- (3) 紙入札 電子入札以外の入札
- (4) 電子証明書 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（発注者が指定するものに限る。）が発行する電子証明書
- (5) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電子文書
- (6) 代表者 入札参加資格のある事業者の代表者
- (7) 代理人 代表者から入札・見積権限及び契約締結権限等について、入札参加資格申請時に委任状により委任を受けた者

4 電子入札による調達案件の取扱い

(1) 電子入札の対象

電子調達案件は、次号に該当する場合を除き、電子入札により行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わないものとする。

(2) 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続の開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続は中止し、改めて紙入札の手続を行うものとする。

<やむを得ない事由の例示>

- ・ システム上の障害等により、電子入札システムが長期間にわたり使用不可となった場合

5 入札公告・公表時の電子入札調達案件の明示

電子入札調達案件の公告・公表を行う場合は、電子入札案件である旨を明示するものとする。

6 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は入札書受付締切予定日の翌日とする。この場合において、入札参加資格申請の受付及び確認通知書発行の期間は、入札参加者が参加資格のない旨の結果通知を受けた場合において、理由請求を行うことができ、理由請求

により再審査，再通知が行うことができるよう十分な期間を確保するものとする。

(2) 参加資格確認通知書の発行

参加資格確認通知書の発行に当たっては，設計図書の配付方法を明記するものとする。

(3) その他の期間等日時の設定

紙入札における運用に準ずるものとする。

入札書の受付は，あらかじめ設定した入札書受付締切予定日時をもって，電子調達システムにより締切り，その後は入札書を受付けない。

(4) 予定価格等の表記

予定価格及び最低制限価格は，消費税相当額を含む金額とする。

(5) 入札説明書等の電子ファイルの形式

電子調達システムに登録する入札説明書及び設計図書等の電子ファイルの形式は，入札参加者等により書換えのできないよう，原則として **PDF** ファイルとする。

ただし，入札参加者が入札説明書又は設計図書等の電子ファイルを編集し，工事費内訳書等を提出できるようにする場合の電子ファイルの形式は，**Microsoft Word(Word95** バージョン以降)又は**Microsoft Excel(Excel95** バージョン以降)で作成したものとする。

(6) 登録事項の変更

登録した案件について市に錯誤等があり入札手続を継続できない場合は，その案件を中止し，新規案件として登録し，再度，公告，入札執行通知等を行うものとする。この場合において，電子調達システムにより，手続を中止した旨を通知するとともに，すでに申請書等を提出している入札参加者に対しては，電話等の方法により連絡するものとする。

7 電子入札の参加申込について

(1) 参加申込について

入札等への参加申込みは，電子調達システムによるものとし，参加受付締切日時までに提出されたもののみ有効とする。

(2) 必要書類の添付について

入札等案件により，必要書類の提出を求める場合は原則として郵送によるものとする。

8 入札書等の提出

(1) 入札書の提出等

電子入札による入札参加者は，電子調達システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出させなければならない。なお，パソコン等の利用環境により，送信が長時間に及ぶことがあるため，締切日時までに余裕をもって入札書の提出が出来るよう配慮するとともに，入札書が正常に送信されていることを，入札書提出案件一覧において確認する。

また，提出した入札書の引換え，変更又は取消しをすることはできないので，入札書の入力は注意して正確に行い，入札書登録確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うよう指導する。

(2) 入札の辞退等

入札書提出前の辞退は，原則として電子調達システムによるものとするが，システムの不具合等により電子調達システムによりがたい場合は，書面による辞退を有効なものとする。なお，入札書提出後においては，書き換え，引き換え，辞退は認めない。ただし，その落札者決定までの間に重大な錯誤があり，入札参加者が書面による辞退を申し出た場合は，この限りでない。

また，落札者が契約を締結しない場合は，指名停止措置の対象とするものとする。

9 開札について

(1) 開札

開札予定日時以降に電子調達システムにより速やかに開札を行う。

(2) 開札時の立会い

電子入札案件については、原則として、入札者の立会いは行わないものとする。

(3) 入札書の無効等

入札金額、くじ入力番号等必要な事項の入力を欠いた入札書は無効とする。

入札書記載の入札金額については、契約希望金額から消費税相当額を除いた金額とする。

(4) 入札書未到達の入札参加者の取扱い

入札書締切予定日時に入札書が電子調達システムに到達していない場合は、当該入札参加者が入札を欠席したものとみなす。

(5) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あった場合、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(6) 開札が遅延した場合

開札予定日時から落札決定通知書、再入札通知書等の発行までに著しく時間を要する場合には、入札参加者に対し、電話等により情報提供するものとする。

(7) 開札の延期又は中止

開札の延期又は中止をする場合には、入札参加者に対し、電話等により開札を延期又は中止する旨を通知する。

(8) 入札結果の公表

落札者決定を行った場合は、電子調達システム、電話等により入札参加者に通知するとともに、入札結果を公表する。

10 再度入札について

(1) 再度入札の開札時期

再度入札（再度見積合わせを含む。以下同じ。）を実施する場合は、原則として、開札時間の1時間後に開札するものとする。また、2回目の再度入札を実施する場合は、1回目の再度開札の1時間後に開札するものとする。

(2) 再度入札受付時間

再度入札の受付終了時間は、原則として、開札時間の15分前とする。

11 入札参加者の電子証明書の取扱い（代表者の権限の委任等）

(1) 電子入札を利用することができる電子証明書の基準

電子入札を利用することができる電子証明書は、国分寺市契約事務規則第5条及び第34条に基づく資格審査サービス（以下「資格審査サービス」という。）に登録されている代表者（代理人を置いた場合は、当該代理人。以下同じ。）の電子証明書に限るものとする。

(2) 建設工事共同企業体における電子証明書の取扱い

建設工事共同企業体（以下「JV」という。）用に利用できる電子証明書は、前号に規定する代表構成員の代表者の電子証明書とする。

また、JVの応札にあたっては、JVの構成員の代表者から代表構成員の代表者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

(3) 電子証明書不正使用等の取扱い

入札参加者が電子証明書の不正使用、虚偽の参加資格申請・入札書の提出等、不正な行為により入

札を行った場合は、指名停止等の措置のほか、状況に応じて次の措置をとることができるものとする。
ア 落札決定までに不正使用等が判明した場合 当該案件の入札参加資格の取消し（当該入札参加者の入札については無効）

イ 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合 落札決定の取消し

ウ 契約締結後に不正使用等が判明した場合 契約解除

<電子証明書を不正に使用した場合の例示>

① 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

② 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の電子証明書を使用して入札に参加した場合

12 システム上の障害時等の取扱い

(1) 電子調達システム等の障害による時間延長

電子調達システムに障害が発生した場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。電子入札から紙入札へ変更する場合は、4(2)による。

この場合には、発注者は、入札参加者に対し電話等での通知、ホームページ等その他知らせることのできる手段を用いて周知に努めるものとする。

(2) ネットワーク障害等により電子入札を行うことができない場合の措置

プロバイダ等の障害等の発注者及び入札参加者の責めによらない理由により、全部又は一部の入札参加者が電子入札に参加することができない場合の取扱いは、12(1)と同様とする。

<発注者及び入札参加者以外の障害等の例示>

① 天災

② 広域・地域的停電

③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

13 責任範囲について

電子入札において、入札参加申込書、入札（見積）書等は、送信データが東京電子自治体共同運営電子入札サーバに到着した時点で提出されたものとする。また、入札参加資格確認結果通知書、指名通知書、落札決定通知書等は、送信データが東京電子自治体共同運営電子入札サーバに到着した時点で通知されたものとする。

なお、入札参加者は、入札参加申込書、入札（見積）書等の提出後に表示される「受理書」により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

なお、送信後、「受理書」の画面が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも当該画面が表示されない場合は、発注者に電話連絡を行うものとする。

14 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うなど、ウィルス対策の措置を講ずるよう指導する。